



令和 8 年 9 月 21 日
内閣府政策統括官（防災担当）

令和 8 年台風第25号に伴う災害に係る災害救助法の適用について

標記について、以下のとおり災害救助法が適用されましたのでお知らせします。

○災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用

令和 8 年台風第 25 号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、千葉県の 15 市 8 町 1 村、東京都の 1 町に災害救助法の適用を決定した。

法適用市町村		法適用日 (公示日)
千葉県 (15 市 8 町 1 村)	銚子市 (ちょうし)、木更津市 (きさらづし)、野田市 (のだし)、成田市 (なりたし)、旭市 (あさひし)、 勝浦市 (かつうらし)、流山市 (ながれやまし)、鴨川市 (かもがわし)、君津市 (きみつし)、 富津市 (ふつつし)、袖ヶ浦市 (そでがうらし)、南房総市 (みなみぼうそうし)、匝瑳市 (そうさし)、 香取市 (かとりし)、いすみ市 (いすみし)、栄町 (さかえまち)、神崎町 (こうさきまち)、 横芝光町 (よこしばひかりまち)、睦沢町 (むつざわまち)、長生村 (ちょうせいむら)、 長南町 (ちやうなんまち)、大多喜町 (おおたきまち)、御宿町 (おんじゆくまち)、鋸南町 (きよなんまち)	9 月 20 日 (9 月 21 日)
東京都 (1 町)	大島町 (おおしまち)	9 月 21 日 (9 月 21 日)

【参考】災害救助法の概要 https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/saigaikyujou_gaiyou.pdf

○留意事項

令和8年8月 13 日からの大雨に伴う災害において、災害救助法の適用を決定した千葉県の市町については、令和8年台風第 25 号に伴う災害により多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としていることから、令和8年台風第 25 号に伴う災害においても災害救助法が適用されているもの。

令和8年8月 13 日からの大雨に伴う法適用市町村		法適用日 (公示日)
千葉県 (21 市 4 町)	千葉市 (ちばし)、市川市 (いちかわし)、船橋市 (ふなばし)、館山市 (たてやまし)、 松戸市 (まつどし)、茂原市 (もばらし)、佐倉市 (さくらし)、東金市 (とうがねし)、 習志野市 (ならしのし)、柏市 (かしわし)、市原市 (いちはらし)、八千代市 (やちよし)、 我孫子市 (あびこし)、鎌ヶ谷市 (かまがやし)、四街道市 (よつかいどうし)、八街市 (やちまたし)、 印西市 (いんざいし)、白井市 (しろいし)、大網白里市 (おおあみしらさとし)、白子町 (しらこまち)、 長柄町 (ながらまち)	8 月 13 日 (8 月 13 日)
	富里市 (とみさとし)、山武市 (さんむし)、酒々井町 (しすいまち)、九十九里町 (くじゅうくりまち)	8 月 13 日 (8 月 14 日)

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者生活再建担当）付

藤田、光井、増田、阿部、白井、中村、石川、打矢、渡部

TEL 03-3503-9394（直通）